

## 世界人権宣言（昭和23（1948）年）

昭和23（1948）年12月10日、第3回国連総会で基本的人権を確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」の宣言が採択されました。これが「世界人権宣言」です。世界人権宣言は、法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なもので、前文と30の条文からなっています。生命・身体の安全そのほか多くの基本的人権についての基準を示し、全ての人がいかなる事由による差別をも受けることなく、これらの人権を享有できるようにすべきであると宣言しています。

昭和25（1950）年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するよう呼びかけています。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24（1949）年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開しています。

## あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

### 昭和40（1965）年採択、昭和44（1969）年発効

世界の幾つかの地域において、アパルトヘイト、隔離又は分離の政策がとられていたこと等を背景に、昭和38（1963）年の第18回国連総会において「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国連宣言」が採択され、その後、昭和40（1965）年の第20回国連総会において全会一致で採択されました。この条約は、締結国が人権及び基本的自由と平等を確保するため、あらゆる人種間の理解を促進する政策等を、全ての適当な方法により遅滞なくとること等を内容とするものです。

◆令和2（2020）年10月現在 締約国数182 日本は平成7（1995）年に加入

## 国際人権規約

### 昭和41（1966）年採択、昭和51（1976）年発効

この規約は、人間の生存権を国が保障し、人権の尊重は国の責務であることを国際的に定めたもので、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（A規約）と「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（B規約）の二つの規約及び選択議定書と第二選択議定書から成っています。

世界人権宣言が、道義的な努力目標をうたった宣言であるのに対し、「国際人権規約」は条約としての法的拘束力を持っています。

A規約は、労働条件、労働組合、社会保障、家庭の保護、健康、教育と文化生活等に関する権利を差別なく完全に実現することを義務付けています。B規約は、移動の自由、法の下での平等、思想・信条の自由、集会・結社

の自由、プライバシー、名誉及び信用の尊重などを図ろうとするものです。議定書は、B規約に関して、個人による権利侵害の通報や死刑廃止について規定しています。

A規約は昭和51（1976）年1月に、B規約及び選択議定書は同年3月に、第二選択議定書は平成3（1991）年7月にそれぞれ効力を発生しました。

◆令和3（2021）年8月現在 A規約締約国数172、令和2（2020）年10月現在 B規約締約国数173

日本はA規約・B規約とも昭和54（1979）年に批准

## 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）

### 昭和55（1980）年採択

国際化の進展に伴い国際結婚が増加したことにより、結婚生活が破綻した際、一方の親がもう一方の親の同意を得ることなく、子を自分の母国へ連れ出し、もう一方の親に面会させないといった「子の連れ去り」が問題視されるようになりました。この問題を解決するため、原則として、元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めています。

◆令和4（2022）年11月現在 締約国数103 日本は平成26（2014）年4月1日に発効

## 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

### 昭和54（1979）年採択、昭和56（1981）年発効

この条約は、前文において国連憲章をはじめ世界人権宣言、国際人権規約そのほかの条約、決議、宣言、勧告が男女の平等を明らかにしているにもかかわらず、世界中に依然として女性差別が存在していることを指摘し、それを受けて、女性差別が、人間の尊厳に反することを確認し、貧困・国際経済秩序・国際平和・民族自決の女性への影響、あらゆる分野への女性の最大限の参加の必要性を述べています。

また、母性の社会的重要性への配慮を求め、子の養育には男女及び社会全体が責任を負うこととしています。そのため、社会及び家庭における男女の伝統的な役割を変更することが、男女の完全な平等達成には不可欠であるとし、締約国が、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを求めています。

◆令和2（2020）年10月現在 締約国数189

日本は昭和60（1985）年に批准

## 児童の権利に関する条約

### 平成元（1989）年採択、平成2（1990）年発効

この条約では「親の社会的地位、財産、人種…などによる不平等の排除」「考えをまとめる力がある子どもが、自分に影響のあることに意見を表明することができること」などを定めています。また、人権が侵害されやすい子供が保護される権利として、「麻薬・性的搾取や虐待・経済的搾取・武力紛争からの保護」を求めています。さ

らに、子供特有の生来的権利として「発達できる家庭環境の確保」「親に養育される権利」「健康や医療に関する権利」「教育への権利」「文化的・芸術的生活への参加や遊ぶ権利」が掲げられています。

◆令和3(2021)年11月現在 締約国・地域数196

日本は平成6(1994)年に批准

## 人権教育のための国連10年

### 平成7(1995)年～平成16(2004)年

平成6(1994)年の第49回国連総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

国連総会に提出された「人権教育のための国連10年行動計画」では、人権教育を通じて人権に関する普遍的な文化を樹立することを目指し、①あらゆる学習の場における人権教育の推進、②国際的・地域的・国家的・地方的レベルにおける人権教育計画の構築、③人権教育教材の開発と拡充、④マスメディアの活用、⑤世界人権宣言の普及など五つの主要目標を挙げています。この目標を推進するために、様々な具体的提案を掲げ、各国が国内行動計画を定めることを求めました。

## 人権教育のための世界計画 平成16(2004)年採択

平成16(2004)年に終了した「人権教育のための国連10年」の成果を検討し、更に教育を強化するため、同年の第59回国連総会において決議されました。この「世界計画」は、終期を設けず、重点分野の取組を積み上げていく計画です。

第一段階[平成17(2005)年から平成21(2009)年]は、初等・中等教育に焦点を絞り、第二段階[平成22(2010)年から平成26(2014)年]は、高等教育における人権教育及び教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラムに重点が置かれ、「第三段階」[平成27(2015)年から平成31(2019)年]は、最初の二段階の実施の強化並びにメディア専門家及びジャーナリストの人権訓練の促進を重点としました。さらに「第四段階の行動計画」[令和2(2020)年から令和6(2024)年]は、これまでの3段階の取組強化を奨励すると共に、重点対象を「若者」として、特に平等、人権と非差別、包摂的で平和な社会のための包摂と多様性の尊重に力点を置くこととしています。また、「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標4.7で言及されている様々な概念と教育法との相乗効果を考慮に入れて、足並みをそろえることとしています。

## 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

### 平成18(2006)年採択、平成22(2010)年発行

この条約は、「強制失踪」を国の機関等が人の自由を

剥奪し、失踪者の所在等の事実を隠蔽し、法の保護の外に置くことと定義するとともに、「強制失踪」を犯罪として処罰されるべきことを定めており、平成22(2010)年12月に発効しました。

日本は、拉致を含む強制失踪の問題への国際的関心を高める上でも有意義であると考え、平成21(2009)年にこの条約に批准しています。

◆令和2(2020)年10月現在 締約国・地域数63

## 障害者の権利に関する条約

### 平成18(2006)年採択、平成20(2008)年発効

障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めています。この条約は、平成20(2008)年5月に発効しました。

日本は、平成19(2007)年に署名し、平成26(2014)年1月に、この条約を批准しています。

◆令和4(2022)年6月現在 締約国・地域数185

## オリンピック憲章 (2020年版)

### 令和2(2020年7月17日から有効)

オリンピック憲章は、国際オリンピック委員会(IOC)により採択されたオリंपイズムの根本原則、規則、付属細則を成文化したものである。憲章はオリंपニック・ムーブメントの組織、活動および作業の基準であり、オリंपニック競技大会の開催のための条件を定めるものである。

### ■オリंपイズムの根本原則<抜粋>

- オリंपイズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。
- スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリंपニック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリंपニック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
- このオリंपニック憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。

出典：令和5(2023)年3月

東京都教育委員会発行

人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」